

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.8
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	ヤマタケ総業株式会社 代表取締役 山田 清久
【住所又は本店所在地】	愛知県名古屋市名東区赤松台613番地
【報告義務発生日】	令和8年4月28日
【提出日】	令和8年5月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更 株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	シンポ株式会社
証券コード	5903
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 スタンダード

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ヤマタケ総業株式会社
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市名東区赤松台613番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月2日
代表者氏名	山田 清久
代表者役職	代表取締役
事業内容	損害保険代理業等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士十市 崇、同 大野 修平、同 円子 知頌、同 青木 良太
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

提出者1は、発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の全て（ただし、提出者1が所有する発行者株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、発行者株式を非公開化するための一連の取引の一環として、令和8年4月30日から同年6月15日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施する予定です。

また、提出者1は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより発行者株式の全て（ただし、提出者1が所有する発行者株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、発行者の株主を提出者1のみとするための一連の手続として、以下の重要提案行為等を行うことを予定しております。

提出者1は、本公開買付けの成立により、発行者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決議の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、発行者の株主（提出者1及び発行者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者株式の全てを売り渡すことを請求する予定です。

他方で、提出者1は、本公開買付けの成立により、発行者の総株主の議決権の90%未満を所有する場合には、会社法第180条に基づき発行者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を発行者に要請する予定です。なお、提出者1は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	1,956,150		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 1,956,150	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,956,150
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年3月31日現在）	V	6,140,850
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		31.85
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		31.85

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外 取引の別	取得又は 処分の別	譲渡の相手方	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月29日、株式会社三井住友銀行に対し250,000株を担保に提供していましたが、令和2年8月7日に130,000株を担保解除し、引き続き120,000株を担保提供しております。 令和2年8月7日、野村信託銀行株式会社に対し500,000株を担保に提供しております。 提出者1は、令和8年4月28日付けで、提出者1（所有する発行者株式数：66,750株）及び山田みさ子氏（所有する発行者株式数：75株）との間で、それぞれが所有する発行者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを口頭で合意しております。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	401,618
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成13年8月20日の株式分割に伴い株式521,950株取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	401,618

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
山田 清久	個人		愛知県名古屋市長久手市	2	333,396
山田 みさ子	個人		愛知県名古屋市長久手市	2	68,222

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山田 清久
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市長久手市

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	シンポ株式会社
勤務先住所	愛知県みよし市福田町樋揚3番地の1

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士十市 崇、同 大野 修平、同 円子 知頌、同 青木 良太
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

安定株主として保有しております。なお、(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、令和8年4月28日付で、提出者1との間で、提出者2が所有する発行者株式の全て(66,750株)について、本公開買付けに応募することを合意しております。
--

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	66,750		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L

対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	66,750	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		66,750
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年3月31日現在）	V	6,140,850
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		1.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		1.09

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外 取引の別	取得又は 処分の別	譲渡の相手方	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2は、令和8年4月28日付けで、提出者1との間で、提出者2が保有する発行者株式の全て（66,750株）について、本公開買付けに応募することを口頭で合意しております。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成21年3月19日相続により324,375株取得 令和2年8月7日立会外取引により324,000株処分
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

--	--	--

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ヤマタケ総業株式会社
- (2) 山田 清久

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	2,022,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,022,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,022,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年3月31日現在)	V	6,140,850
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		32.94
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		32.94

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ヤマタケ総業株式会社	1,956,150	31.85
山田 清久	66,750	1.09
合計	2,022,900	32.94